

半リ例 雇用保険 手続き漏れ の リスク。

いつも お世話になっております。

早速ですが、今回は「雇用保険の加入手続き漏れによるリスク」を
取り上げたいと思います。



雇用保険の加入手続きは事業主に課せられた義務ですが、とれを怠った場合に
発生する損害等について（元）従業員との紛争[★]に発展することがあります。

こういった表裏における これまでの主な半例では

大前提として「届出義務は事業主が負う」とし、

◎ 実際に損害が発生した場合は 損害賠償責任を負う
（本来 受給できるはずの給付額を全額受け取れない場合）

◎ 実質的損害が発生しない場合でも 精神的損害として慰謝料が
発生する

といった結果が出ており、やはり適切な手続きが行われなかった場合のリスクは
大きなものとなります。これは 離職への手続きでも同様です。

例えば 取得日が 1日誤っていたにせよ 失業手当の総受給額が変わることが
あります。手続き漏れとなっていなくとも 事務的なミスが起こっていないかも含め
定期的に確認をすることが大切です。

ちなみに

雇用保険の加入は以下の条件を 2つとも満たす方全て対象となります。

★ 所定労働時間 週20時間以上

★ 3日以上 の雇用の見込み有

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。



〒631-0076
奈良市富雄北3-20-33-306
(有)ムシマル労務サービス
マツムラ社労士事務所 小川

TEL 0742-47-5222
FAX 0742-47-5527
<http://www.musimaru.com/>
E-mail: musimaru@kcn.ne.jp